

平成 29 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 G M O T E C H 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 鈴 木 明 人
(コード番号：6026 東証マザーズ)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 管 理 部 部 長 染 谷 康 弘
TEL. 03-5489-6370

吸収分割（簡易吸収分割）による事業承継に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、GMO アドパートナーズ株式会社（以下「GMO アドパートナーズ」といいます。）の連結子会社 GMO ソリューションパートナー株式会社（以下「GMO ソリューションパートナー」といいます。）の事業の一部を簡易吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の方法により承継することを決議し、同社との間で吸収分割契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本吸収分割の目的

当社は、親会社である GMO インターネット株式会社（以下「GMO インターネット」といいます。）のインターネット広告・メディアセグメントに属しアドテク事業と O2O 事業（Online to Offline／インターネット上から実店舗での購買行動を促す施策）を柱としたインターネット集客サービスを展開しております。

近年、インターネット分野におきましては、主にスマートフォンの普及によりインターネットの利用シーンは増加し、平成 29 年 3 月末のスマートフォン普及率は 69.7%と過半数を越えるまでに拡大しており（内閣府経済社会総合研究所調査）、当社 O2O 事業の自社商材であるスマートフォンアプリ作成サービス「GMO アップカプセル」におきましても、累計契約店舗数が 3,700 店舗（2017 年 9 月時点）を突破するなど順調に推移しております。

GMO ソリューションパートナーも、Web サイト集客支援事業における取扱商材として当社「GMO アップカプセル」を販売しており、契約店舗数拡大に貢献しておりました。

このような環境下、グループの同一セグメント内における相乗効果を高め、製販一体の強固な開発・販売体制をさらに強めるため GMO ソリューションパートナーの Web サイト集客支援事業のうち、「GMO アップカプセル」の販売を中心としている Web アプリケーション事業を当社が承継いたしました。

これにより、当社 O2O 事業の顧客基盤を一層拡大し、効率的運営と競争力の向上を図ります。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 日程

取締役会決議日 (GMO ソリューションパートナー)	平成 29 年 11 月 27 日
取締役会決議日 (当社)	平成 29 年 11 月 27 日
契約締結日	平成 29 年 11 月 27 日
官報公告日	平成 29 年 11 月 28 日
実施予定日 (効力発生日)	平成 30 年 1 月 1 日

(2) 本吸収分割の方式

当社を分割承継会社、GMO ソリューションパートナーを分割会社とする吸収分割であります。なお、本吸収分割は、当社において会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に、GMO ソリューションパートナーにおいては、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割にそれぞれ該当するためいずれも株主総会による決議を経ずに行います。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

当社は、GMO ソリューションパートナーから Web アプリケーション事業の権利義務を承継するにあたり、現金 94,800,000 円を GMO ソリューションパートナーへ交付する予定です。なお、本吸収分割による株式の交付は行いません。

(4) 本吸収分割にともなう新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当項目はございません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金等

本吸収分割により資本金等の増減はありません。

(6) 分割承継会社が承継する権利義務

当社は、GMO ソリューションパートナーから本吸収分割の対象事業を遂行する上で必要とされる当該事業に係る資産・負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務を、分割契約に基づき承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

当社は、本吸収分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務について、その履行を担保するに足る資産を有しており、債務履行に問題はないものと判断しております。

3. 本吸収分割に係る割当ての内容の算定の考え方

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記1.「本吸収分割の目的」に記載のとおり、製販一体の強固な開発・販売体制を強めるため、慎重な検討を重ねたところ、GMO ソリューションパートナーの Web サイト集客支援事業のうち、「GMO アップカプセル」の販売を中心としている Web アプリケーション事業を当社が承継することにいたしました。

これを受けて、当社は、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本吸収分割の対価の公正性及其他本吸収分割の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関として、株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング（以下「グローバル・パートナーズ・コンサルティング」といいます。）を、法務アドバイザーとして熊谷・田中・津田法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始しました。

当社は、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、GMO ソリューションパートナー、GMO アドパートナーズ及びGMO インターネットと利害関係を有しない第三者算定機関であるグローバル・パートナーズ・コンサルティングからの算定書（平成29年11月14日付けで取得）、また当社の監査等委員であり株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に独立役員として届け出ている瓜生健太郎弁護士からの助言、及び法務アドバイザーである熊谷・田中・津田法律事務所から本吸収分割に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書（平成29年11月20日付けで取得）を踏まえ慎重に協議・検討した結果、対価として現金を交付するとして、上記2.（3）「本吸収分割に係る割当ての内容」が下記（2）②に記載のとおり、グローバル・パートナーズ・コンサルティングの算定結果の範囲内であることから、当該交付される対価及びその他の条件により、本吸収分割を行うことが妥当であると判断し、本日本吸収分割を行うことを決定し、両社間の本契約を締結しました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社は、GMO ソリューションパートナー、GMO アドパートナーズ及びGMO インターネットと利害関係を有しない第三者算定機関であるグローバル・パートナーズ・コンサルティングを選定し、平成29年11月14日付で本吸収分割に関する算定書を取得しました。なお、グローバル・パートナーズ・コンサルティングは、当社及びGMO ソリューションパートナーの関連当事者には該当せず、当社及びGMO ソリューションパートナーとの間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

グローバル・パートナーズ・コンサルティングは、将来収益獲得能力に基づき事業価値を評価する最も一般的かつ理論的な評価手法であるインカム・アプローチにおいて、企業（または事業）が将来獲得すると期待されるキャッシュ・フローを加重平均資本コストで現在価値に割り引き、評価時点での純有利子負債を控除するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を用いてGMO ソリューションパートナーの事業価値の算定を行いました。

上記方式において算定された株式価値は以下のとおりです。

基準値	株式価値（上下 10%）
87 百万円	78 百万円～96 百万円

※単位未満四捨五入

DCF 法では、当社から入手した対象事業の今後の事業計画をもとに、平成 29 年 9 月末日を基準日として、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した将来の財務予測（大幅な増減予測は見込んでおりません。）に基づき、対象事業が平成 29 年 12 月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率（9.831%を採用）で現在価値に割り引いて、対象事業の事業価値を分析しているとのことです。

なお、グローバル・パートナーズ・コンサルティングは、本算定に際して、当社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報、並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、本算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。グローバル・パートナーズ・コンサルティングは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる対象事業の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測の判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等について独自の調査・検討等を行っておりません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

該当項目はございません。

（4）公正性を担保するための措置

①算定書の取得

上記のとおり、GMO ソリューションパートナー、GMO アドパートナーズ及び GMO インターネットと利害関係を有しない第三者算定機関であるグローバル・パートナーズ・コンサルティングを選定し、平成 29 年 11 月 14 日付で本吸収分割に係る算定書を取得しました。なお、当社は、上記算定機関より、上記 2.（3）記載の対価が当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

②監査等委員からの助言

当社は、GMO ソリューションパートナー、GMO アドパートナーズ及び GMO インターネットと利害関係を有しない当社の監査等委員であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている瓜生健太郎弁護士から本吸収分割に関する当社の意思決定方法に関する法的助言を受けております。

(5)利益相反を回避するための措置

①利害関係を有しない第三者からの意見の取得

当社取締役会は、本吸収分割の利益相反を回避するにあたり、GMO ソリューションパートナー、GMO アドパートナーズ及びGMO インターネットと利害関係を有しない熊谷・田中・津田法律事務所の熊谷貴之弁護士及び新井俊太郎弁護士に対し、本吸収分割に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かに関する検討を依頼しました。

当社は、熊谷貴之弁護士及び新井俊太郎弁護士より、グローバル・パートナーズ・コンサルティングが作成した算定書その他の本吸収分割に関連する各種資料及び関係者からの説明聴取の内容を踏まえ、本吸収分割に関して慎重に検討した結果(i)本吸収分割には当社の企業価値向上に資する点があると認められ、本吸収分割の目的は正当であること(ii)本吸収分割の対価、その他の条件については、公正性が確保されていると認められること(iii)本吸収分割における過程において、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がされていると認められることから、本吸収分割に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと認められる旨の意見書を平成29年11月20日付で取得しております。

②利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、GMO インターネット及びGMO アドパートナーズの実業取締役を兼務している熊谷正寿氏及び安田昌史氏については、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本吸収分割に関する審議及び決議には参加しておりません。

本吸収分割の承認に係る当社取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役を除くすべての取締役が出席し、本吸収分割の諸条件について慎重に審議した結果、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、出席した監査等委員である取締役のいずれも異議がない旨の意見を述べております。

4. 本吸収分割の当事業会社の概要

	分割承継会社	分割会社
名称	GMO TECH 株式会社	GMO ソリューションパートナー株式会社
所在地	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
代表者の役職・指名	代表取締役社長 CEO 鈴木明人	代表取締役社長 伊藤幹高
事業内容	・アドテク事業 ・020 事業	・Web サイト集客・運営支援事業 ・不動産仲介・オークション運営事業
資本金	277 百万円	290 百万円
設立年月日	平成 18 年 12 月	平成 19 年 3 月
発行済株式数	1, 100, 620 株	個別の開示は行っておりません。
決算期	12 月	12 月
従業員数	109 名	313 名
主要取引先	アマゾンジャパン株式会社/GMO インターネット株式会社/エン・ジャパン株式会社	—
主要取引銀行	三菱東京 UFJ 銀行	—
主要な株主	GMO インターネット株式会社 52.15%	GMO アドパートナーズ株式会社 86.0%

当事会社間の関係

資本関係	該当事項はございません
人的関係	該当事項はございません
取引関係	GMO ソリューションパートナーに対し、当社商材を販売向けに提供しております。
関係当事者への該当状況	GMO ソリューションパートナーの親会社である GMO アドパートナーズは、当社と同一の親会社をもつことから、当社及び GMO ソリューションパートナーは関連当事者に該当します

最近 3 年間の財務状態及び経営成績

決 算 期	GMO TECH 株式会社			GMO ソリューションパートナー株式会社		
	平成 28 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
純 資 産	846 百万円	1, 013 百万円	851 百万円	—	—	—
総 資 産	1, 231 百万円	1, 641 百万円	1, 415 百万円	—	—	—
1 株あたりの純資産	797.40 円	921.35 円	773.90 円	—	—	—
売 上 高	2, 867 百万円	3, 439 百万円	3, 029 百万円	—	—	—
営 業 利 益	33 百万円	356 百万円	281 百万円	—	—	—
経 常 利 益	29 百万円	355 百万円	261 百万円	—	—	—
当 期 純 利 益	7 百万円	220 百万円	157 百万円	—	—	—
1 株当り当期純利益	7.03 円	200.4 円	156.79 円	—	—	—

1 株あたり配当金	0円	70.02円	52.00円	—
-----------	----	--------	--------	---

※GMOアドパートナーズは営業上の理由から連結子会社であるGMOソリューションパートナーの個別業績・財政状態の開示を行っておらず、また吸収分割契約における守秘義務条項に基づき一部の記載につき省略させていただいております。

5. 承継する事業部門の内容

(1) 承継する部門の事業内容

Webアプリケーション事業

(2) 承継する部門の経営成績（平成29年12月期）

売上高 416百万円（平成29年12月期見込）

(3) 承継する資産、負債の項目及び金額（平成29年11月27日時点）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	44百万円	流動負債	28百万円
固定資産	なし	固定負債	なし

※承継する資産及び負債の金額は、上記金額に本吸収分割の効力発生日までの増減額を加除し確定いたします。

6. 本吸収分割後の状況

本吸収分割による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期に変更はありません。

7. 会計処理の概要

本吸収分割により当社は譲渡価額と承継する資産及び負債の差額をのれんとして当期の貸借対照表に計上いたします。その金額は78百万円前後になるものと見込まれます。

8. 今後の見通し

本吸収分割による当社の平成29年12月期の通期業績見通しへの影響はございません。なお平成30年12月期の通期業績予想については、本吸収分割の影響を織り込んだ上で、適切な時期に開示いたします。

9. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本吸収分割は、GMOソリューションパートナーが当社の親会社であるGMOインターネットとGMOアドパートナーズを通じた支配関係にあることから当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社が、平成29年3月31

日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として「親会社である GMO インターネット株式会社（支配株主）との取引等を行う際は、少数株主保護の観点から、当該取引の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとしています。」と記載しています。

当社は、上記 3.（4）及び（5）に記載のとおり、本吸収分割について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、分割対価を決定し、本吸収分割を行う予定です。したがって、本吸収分割は、上記の「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」に適合するものと認識しております。

(2)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記 9.（1）に記載のとおり、本吸収分割は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、当社は、取締役会において、本吸収分割に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに上記 3.（4）及び（5）に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で、本吸収分割を行うことを決議しております。

(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記 3.（5）に記載のとおり、本吸収分割を検討するにあたり GMO ソリューションパートナー、GMO アドパートナーズ及び GMO インターネットと利害関係を有しない熊谷・田中・津田法律事務所の熊谷貴之弁護士及び新井俊太郎弁護士に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき①本吸収分割の目的の正当性・合理性、②本吸収分割の条件の公正性、③本吸収分割における交渉過程の手続の公正性、④本吸収分割が当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて検討を依頼しました。

当社は、熊谷貴之弁護士及び新井俊太郎弁護士より、(i)本吸収分割によって得られる種々の効果により当社の企業価値の向上が見込まれるとの当社の判断には十分合理性が認められることから、本吸収分割の目的には正当性・合理性が認められること、(ii)事業価値の算定には一般的な評価手法が用いられており、恣意的な数値操作あるいは非合理的な算出根拠等は見受けられないことから本吸収分割の条件の公正性は確保されていると認められること、(iii)本吸収分割の検討に向けた交渉過程のなかで、本吸収分割の条件、とりわけ分割対価の公正性の担保、また分割条件及び分割対価の公正性の担保に向けた客観的状況の確保、意思決定過程における恣意性の排除等の諸点について、当社少数株主の利益に配慮するための具体的な対応が行われているものと考えられ、本吸収分割における交渉過程の手続の公正性が認められることから、本吸収分割に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を平成 29 年 11 月 20 日付で取得しております。

(参考)当期業績予想

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益
前 回 発 表 予 想	3,000 百万円	110 百万円	108 百万円	65 百万円
(参 考) 前 年 実 績 (平 成 2 8 年 1 2 月 期)	2,867 百万円	33 百万円	29 百万円	7 百万円

以上